

昭和三十年十一月二十一日
第三編 議院會 議院會 議院會

官報

号外 昭和三十年十二月十六日

○第二十三回 参議院會議録追録

○審査報告書

〔總統案件〕

審査報告書
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(總統案件)右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
内閣委員長 新谷寅三郎
参議院議長 河井瀧八郎

経過の概要

本委員会は、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案に關し、第二十二回国会閉会後も継続して審査を行つてきた。

本法律案については第二十二回国会中、発議者千葉信吾から提案理由の説明を聴き審査を行つたが、会期中結論を得るに至らず、引続き閉会中委員会は閉会後本法律案に關して政府当局と米軍側との交渉経緯等について政府当局から説明を聴いた。その説明によれば

- 一、駐留軍労働者の退職手当の改正については未だ両者の交渉が妥結に至らないこと。
- 二、来年度の駐留軍労働者の予算削減に伴い人員整理についてはないが、若干の整理は予想されること。

等の事情が判明した。本委員会は以上の如く本法律案について審査を行つたが、なお、今日審査を終了する段階に至つていない。

審査報告書

公共企業体職員等共済組合法案(總統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
内閣委員長 新谷寅三郎
参議院議長 河井瀧八郎

経過の概要

本委員会においては、公共企業体職員等共済組合法案について第二十二回国会閉会後も継続して審査を行つてきた。

本法律案については、第二十二回国会において発議者植竹春彦君から提案理由の説明を聴き審査を行つたが、会期中結論を得るに至らず引続き閉会中委員会は閉会後本法律案に關して政府当局の所見を聴取したが、政府からは

- 一、本法律案によれば、共済組合年金の給付水準が現行の恩給及び共済組合年金に比較して割高となつてゐる点又結核性疾患の療養給付期間が延長されてゐる点は何れも一般の公務員との間に均衡を失つたおそれがある。
- 二、公務員制度調査会において、公務員の年金制度についても検討中であり、その結論を待つと共に、公共企業体の年金制度について合理的な具体案を早急に策定することとなつてゐる。

策定することとなつてゐる。本委員会としては、以上の如く本法律案について審査を行つたが、なお今日審査を終了する段階に至つていない。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(總統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
地方行政委員 森下 政一
参議院議長 河井瀧八郎

経過の概要

本法案は、第二十二回国会において、本院議員小林武治君外五名の発議により、七月二十二日提出された。同日、本委員会に付託されたものであつて、その内容は、衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用することを中心とするものである。

本委員会は、慎重審査を期するため、七月三十日継続審査の議決を経て閉会中各種資料の収集に努めてきた。その間、委員を派遣して、石川、新潟、滋賀、京都、大阪、愛媛、香川、徳島の各府県において現地調査を行い、地元関係者の意見を聴取した。その結果、本法案の選挙制度全般との関連性及び人口分布の適確な把握の上立論づけらるべき性質上、なお検討の余地あるものとして、閉会中審査を終了するに至らなかつた。

地方財政再建促進特別措置法案(總統案件)右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

地方財政再建促進特別措置法案(總統案件)右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
地方行政委員 森下 政一
参議院議長 河井瀧八郎

経過の概要

本法案は、第二十二回国会内閣提出案で衆議院の修正を経て委員会に付託されたものであつて、その内容は、概ね、地方財政窮乏打開のため、昭和二十九年度において赤字を生じた地方団体について、財政再建計画の策定及びその実行を条件として財政再建債の発行を認める等の特別措置を設けるとともに、当分の間、寄附金等の支出について制限を設けようとするものである。本委員会は、慎重審査を期するため、七月三十日、継続審査の議決を経て、閉会中各種資料の収集に努め、その間、委員派遣の承認を得て、石川、新潟、滋賀、京都、大阪、愛媛、香川、徳島の各府県にわたつて現地調査を行い、関係者の意見を聴取した。その結果、本法案の性質上、なお検討の余地あるものとして、閉会中審査を終了するに至らなかつた。

昭和三十年十一月二十一日
地方行政委員 森下 政一
参議院議長 河井瀧八郎

決議

参議院地方行政委員会 十月十五日
地方財政再建促進特別措置法案に關する件

地方財政は正に破綻に瀕する窮状にあり、一日も速かにこれが打開の措置を総合的に講ずる必要を認め、委員会の審議を続けた結果、政府においては何ら具体的対策がなく在再日を送つてゐることが明らかになつた。

地方財政再建促進特別措置法案は、昭和三十年年度の財源不足を充足して、地方財政再建を目的とする明確な対策とあわせ講ずることだければその効果はあがらぬ。

従つて政府のかかる態度が續く限り、本法案の審議を進めることは出来ない。よつて政府においては、昭和三十年度における適切な財源対策を講立して、速かに臨時国会を召集すべきである。

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案(總統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
地方行政委員 森下 政一
参議院議長 河井瀧八郎

経過の概要

本法案は、第二十二回国会において、七月四日、内閣提出、同日本委員会付託の参議院先議のものであつて、その内容は、公平委員会の廃止等に關するものである。

本委員会は、慎重審査を期するため、七月三十日継続審査の議決を経て、閉会中各種資料の収集に努め、その間、委員を派遣して、石川、新潟、滋賀、京都、大阪、愛媛、香川、徳島の各府県における現地調査に際し、関係者の意見を聴取した。その結果、本法案の性質上、なお検討の余地あるものとして、閉会中審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

幼児誘拐等処罰法案(總統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
法務委員長 成瀬 曠治
参議院議長 河井瀧八郎

経過の概要

本委員会においては、この法案の内容が国民の基本的な人権に關する重要な事柄であり、而も刑法所定の刑罰を相当程度引上げることになるので、専ら調査室をして基礎的資料の

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録 審査報告書(第五号参照)(第六号参照)

収集、参考文獻の渉猟に当らしめたが、いまだ十分でないので審査を終るに至らなかつた。

審査報告書

採取不動産に関する借地借家臨時処理法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

法務委員長 成瀬 藤治
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

当委員会は、本法案がその内容として国民の实体法的な権利関係に直接且つ複雑な影響を及ぼすことが予想されるのにかんがみ、閉会中も調査をして資料の収集及び関係者からの意見の聴取等を行わしめ、権利関係の実情の把握に努めたが、いまだ結論に至らなかつた。

審査報告書

社会福祉事業等の施設に関する措置法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本法案は、第二十二回国会に提出され、同国会においては、提案理由の説明を聴取したのみで審査を行うことができなかったため、閉会中も継続審査を行うこととなつたのであるが、閉会中においては主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたので、次期国会において引続き審査を行う必要があるものと認める。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日
社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出され、同国会においては、提案理由の説明を聴取したのみで審査を行うことができなかったため、閉会中も継続審査を行うこととなつたのであるが、閉会中においては主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたので、次期国会において引続き審査を行う必要があるものと認める。

審査報告書

調理改善法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本法案は、第二十二回国会に提出され、同国会においては、提案理由の説明を聴取したのみで審査を行うことができなかったため、閉会中も継続審査を行うこととなつたのであるが、閉会中においては主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたので、次期国会において引続き審査を行う必要があるものと認める。

審査報告書

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

農林水産委員長 江田 三郎
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本件に關しては、第二十二回国会閉会後も閉会中に引続き或は関係当局の意見を徴し、或は現地に赴いて調査する等鋭意検討を続けて来た

が、閉会中審査を結了するに至らなかつた。

審査報告書

砂利採取法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

商工委員長 吉野 恒次
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

右法案は、昭和三十年七月十二日本委員会に付託され、七月三十日、閉会中も引続き審査を行うことに決定せられたのであるが、関係資料の収集にとどまり、未だ審査を終了しなかつた。

審査報告書

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

通信委員長 滝井治三郎
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本件は、その内容の重要性にかんがみ、関係基礎資料の収集に努める等その取扱の慎重を期し、継続して審査を行つて来たのであるが、なお今後政府の措置等と相俟つて慎重に検討する必要があるため、閉会中は結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

国設住宅法案(継続案件)

日本分譲住宅公社法(継続案件)
日本分譲住宅公社法施行法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

建設委員長 石川 榮一
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本案三件は、昭和三十年五月十一

日付託され同年七月三十日継続審査案件として決定されたもので、閉会中においては、これ等法案に關する資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

建設法案の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

建設委員長 石川 榮一
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本案は、昭和三十年七月二十日付託され、同年七月三十日継続審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

国土開発建設自動車道建設法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

建設委員長 石川 榮一
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本案は、昭和三十年七月二十八日衆議院可決、同日日本委員会に付託され、同年七月三十日継続審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

福災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月八日

法務委員長 高田なほ子
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本案三件は、昭和三十年五月十一

多数意見者署名
中山 福藏
西岡 ハル
高橋進太郎
宮城タマヨ
宮城 亦治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、本年十月一日新潟市に発生した火災及び新潟市を、福災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区にそれぞれ指定せんとするもので、時宜に適した措置である。

二、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十二日

地方行政委員長 松岡 平市
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

多数意見者署名
森下 政一
加瀬 完
岸 良一
小林 武治
小幡 治和
石村 幸作

要領書

一、委員会の決定の理由
中央選挙管理会の委員及び予備委員についての政党制限に關する規定を政界の実情に即するよう改めようとするもので当然の措置と認める。

二、費用
本法施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

一般職の職員に關する法律案の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十三日

内閣委員 小柳 牧衛

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 木村篤太郎 高瀬莊太郎
- 田畑 金光 千葉 信
- 中川 幸平 廣瀬 久忠
- 野本 品吉 三木與吉郎
- 西川 弥平治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、人事院勧告にかんがみ、十二月十五日に支給する国家公務員の手当につき、期末手当の額を〇・二五月分増額して一月分とし、勤労手当と併せて合計一・五月分を支給しようとするのであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法の施行に伴う経費は、本年度分については、最高の支給率によつて、一般会計に於て十九億四千五百万円、特別会計に於て十三億一千万円であるが、何れも既定予算の範囲内で実施する。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十三日

参議院議長 河井彌八郎

- 多数意見者署名
- 船木 亨弘 寺本 廣作
- 神原 亨 佐藤清一郎
- 横井 信夫 宮田 重文
- 石井 桂 雨森 常夫
- 高橋 衛 斎藤 昇
- 小林 武治 加賀山之雄

東 隆 天田 勝正
藤田 進

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は一般職の職員に例により各職種の職長、副職長及び職員並びにこれらの秘書が、十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認められた。

二、費用

本案施行に要する経費は、千七百七十三万円であつて、昭和三十年度においては、既定予算の節約により実行するものである。

審査報告書

飲業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十三日

商工委員長 三輪 貞治

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 海野 三朗 阿具根 登
- 古池 信三 白川 一雄
- 深水 六郎 上條 愛一
- 土林 忠次 中川 以良
- 西田 隆男 河野 謙三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、ウラン鉱及びトリウム鉱を飲業法の適用鉱物に追加し、これらの鉱物について権利関係を明確にし、よつて、適当な措置と認められた。

附則として、ウラン鉱又はトリウム鉱を現に掘採している者、取得を目的として土地の使用権を有している者、土地所有者等の出願には、この法律の施行後三ヶ月以内には優先権を認めることとし、それに伴う所要の経過措置が設けられている。

委員会は右の措置が、ウラン鉱及びトリウム鉱の合理的開発を図るために妥当なものであると認め、別に費用を要しない。

審査報告書

万田著作権条約の批准について承認を求め、報告する。

昭和三十年十二月十四日

外務委員長 山川 良一

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 羽生 三七 曾祿 益
- 岡田 宗司 佐多 忠隆
- 大谷 豊潤 堀原 茂嘉
- 黒川 武雄 佐藤 尚武
- 小瀧 彬 黒川 武雄

要領書

この議定書は、万田著作権条約の効力発生に一定の停止条件を附するものであつて、わが国がこの議定書の当事国となることにより、ある国が同条約の当事国になるまで、同条約のわが国についての効力発生を延期させる効果があるので、妥当なものと認められた。

二、費用

別に要しない。

るために妥当なものであると認め、別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、著作権の保護に關し無方式主義を採用するヘルヌ条約當事国の方式主義を採用する米州条約當事国の兩者の間の橋渡しのための条約であつて、わが国が、この条約の當事国となることにより、すでに當事国となつていゝベルヌ条約の當事国以外の諸国との間に著作権の保護關係を生ずることになり、且つ平和条約第十二条に基き現行日米著作権暫定取極が失効する明年四月二十八日以後の日米間著作権關係を有利に規律しうることになるので、妥当なものと認められた。

審査報告書

万田著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に關する同条約の第三附屬議定書の批准について承認を求め、報告する。

昭和三十年十二月十四日

外務委員長 山川 良一

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 羽生 三七 曾祿 益
- 岡田 宗司 佐多 忠隆
- 大谷 豊潤 堀原 茂嘉
- 黒川 武雄 佐藤 尚武
- 小瀧 彬 黒川 武雄

要領書

この議定書は、万田著作権条約の効力発生に一定の停止条件を附するものであつて、わが国がこの議定書の当事国となることにより、ある国が同条約の当事国になるまで、同条約のわが国についての効力発生を延期させる効果があるので、妥当なものと認められた。

二、費用

別に要しない。

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十四日

外務委員長 山川 良一

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 羽生 三七 曾祿 益
- 岡田 宗司 佐多 忠隆
- 大谷 豊潤 堀原 茂嘉
- 石黒 忠篤 佐藤 尚武
- 黒川 武雄 小瀧 彬

要領書

この議定書は、万田著作権条約の効力発生に一定の停止条件を附するものであつて、わが国がこの議定書の当事国となることにより、ある国が同条約の当事国になるまで、同条約のわが国についての効力発生を延期させる効果があるので、妥当なものと認められた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

無国籍者及び亡命者の著作物に對する万田著作権条約の適用に關する同条約の第一附屬議定書の批准について承認を求め、報告する。

昭和三十年十二月十四日

外務委員長 山川 良一

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 黒川 武雄 小瀧 彬
- 佐藤 尚武 石黒 忠篤
- 大谷 豊潤 堀原 茂嘉
- 佐多 忠隆 岡田 宗司
- 曾祿 益 羽生 三七

要領書

この議定書は、無国籍者及び亡命者の著作物に對する万田著作権条約の適用に關する同条約の第一附屬議定書の批准について承認を求め、報告する。

昭和三十年十二月十五日

法務委員長 高田なほ子

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 黒川 武雄 小瀧 彬
- 佐藤 尚武 石黒 忠篤
- 大谷 豊潤 堀原 茂嘉
- 佐多 忠隆 岡田 宗司
- 曾祿 益 羽生 三七

要領書

この議定書は、無国籍者及び亡命者の著作物に對し、万田著作権条約と同様、内国民待遇を補足する役割をもつものであつて、妥当なものと認められた。

二、費用

別に要しない。

命者の著作物に對し、万田著作権条約と同様、内国民待遇を補足する役割をもつものであつて、妥当なものと認められた。

昭和三十年十二月十五日

法務委員長 高田なほ子

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 小瀧 彬 石黒 忠篤
- 黒川 武雄 大谷 豊潤
- 佐藤 尚武 岡田 宗司
- 堀原 茂嘉 曾祿 益
- 佐多 忠隆 羽生 三七

要領書

この議定書は、国際連合、専門機関等の著作物に對し、万田著作権条約と同様、内国民待遇を補足することを内容とし、同条約を補足する役割をもつものであつて、妥当なものと認められた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

被災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

昭和三十年十二月十五日

法務委員長 高田なほ子

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 小瀧 彬 石黒 忠篤
- 黒川 武雄 大谷 豊潤
- 佐藤 尚武 岡田 宗司
- 堀原 茂嘉 曾祿 益
- 佐多 忠隆 羽生 三七

要領書

この議定書は、被災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

昭和三十年十二月十五日

法務委員長 高田なほ子

参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

- 小瀧 彬 石黒 忠篤
- 黒川 武雄 大谷 豊潤
- 佐藤 尚武 岡田 宗司
- 堀原 茂嘉 曾祿 益
- 佐多 忠隆 羽生 三七

要領書

この議定書は、被災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

二、費用

別に要しない。

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録 審査報告書(第八号参照)

多数意見者署名

市川 房枝 赤松 常子
大谷 實雄 小林 亦治
一松 定吉 井田 得治
中山 福藏 龜田 清一
羽仁 五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年十月十四日及び同年十二月三日名瀬市に発生した火災及び名瀬市を、罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区に、それぞれ指定しようとするもので、時宜に適した措置である。

二、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
右多数をもって別冊の通り修正すべきものと議決した、よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年十二月十五日
内閣委員長 小柳 牧衛
参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名

井上 知治 酒井 利雄
有馬 英二 廣瀬 久忠
中山 壽彦 木村篤太郎
大野木秀太郎 島村 軍次
野本 品吉 長島 銀蔵

第二条第十二号の改正規定中、法令の規定により国が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で政令で指定するもの業務を削る。

要領書

一、委員会決定の理由
行政監察の強化のため、調査の対象の範囲を拡張し、新たに、公庫、公団等の業務についても必要な調査を行い得ることとし、その

審査報告書

地方財政再建促進特別措置法案
右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年十二月十五日
地方行政委員長 松岡 平市
参議院議長 河井彌八郎

二、費用
本法施行のために要する費用は僅少である。

附帯決議

政府の宣明せる行政機構改革に際し、各省の所管事項に対する当該大臣の監督権限の強化を、法律的にも予算的にもこれを実現すること。
右決議する。

多数意見者署名

石村 幸作 伊能 芳雄
小幡 治和 高橋進太郎
斎藤 昇 小林 武治
安井 謙 佐野 廣
岸 良一 館 哲二
笹森 順造

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、地方公共団体の財政の再建を促進し、その財政の健全性を確保するため、臨時に重要な特別措置を定めるものであつて、昭和二十九年年度において歳入が歳出に不足するため繰上充用支出が繰延または事業繰越を行つた赤字団体は財政の再建を行つたとき自治庁長官に申出て、財政再建計画を定め、(一)一定の範囲で財政再建債を認め、(二)三十年年度以降の赤字団体についても財政再建を

審査報告書

申出ることができるとの諸規定を設けるものである。
(一) 第二十二回国会において、衆議院は、財政再建債の利率につき、年六分五厘をこえるものにつき、年二分の定率を乗じて得た額を限度として国が補給することができることとしてあつたのを、年三分五厘をこえるものにつき、年五分の定率を乗じて得た額を限度として国が補給することができるとの諸修正を加えて送附して来たものである。
(二) 当委員会は、右法律案を、閉会中も継続審査を行い、審議を続け来たのであるが、地方財政の現状にかんがみ、右法律案の定める諸規定は、地方財政を再建するにつき概ね適当なものと認め、なお、委員会は、次のような附帯決議を行つた。

附帯決議
地方財政の再建については現下の地方財政状況にかんがみ、政府は既定の計画に加え、早急に次の諸措置を採るべきである。
一、再建債の額二百億は二十八年度までの赤字額に対する措置であるから、二十九年度の赤字増加額と見合い、必要の額を早急に増額すること。
二、再建債の利率は三分五厘以上の部分を五分の範囲で国が補給するに、かんがみ、一般地方債については政府資金の利率を引下げて均衡を得しめる機努力すること。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、地方公共団体の財政の再建を促進し、その財政の健全性を確保するため、臨時に重要な特別措置を定めるものであつて、昭和二十九年年度において歳入が歳出に不足するため繰上充用支出が繰延または事業繰越を行つた赤字団体は財政の再建を行つたとき自治庁長官に申出て、財政再建計画を定め、(一)一定の範囲で財政再建債を認め、(二)三十年年度以降の赤字団体についても財政再建を

多数意見者署名

石村 幸作 伊能 芳雄
小幡 治和 高橋進太郎
斎藤 昇 小林 武治
安井 謙 佐野 廣
岸 良一 館 哲二
笹森 順造

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、地方公共団体の財政の再建を促進し、その財政の健全性を確保するため、臨時に重要な特別措置を定めるものであつて、昭和二十九年年度において歳入が歳出に不足するため繰上充用支出が繰延または事業繰越を行つた赤字団体は財政の再建を行つたとき自治庁長官に申出て、財政再建計画を定め、(一)一定の範囲で財政再建債を認め、(二)三十年年度以降の赤字団体についても財政再建を

審査報告書

昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案
右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

審査報告書

昭和三十年十二月十五日
地方行政委員長 松岡 平市
参議院議長 河井彌八郎
多数意見者署名
石村 幸作 伊能 芳雄
高橋進太郎 小幡 治和
斎藤 昇 安井 謙
小林 武治 岸 良一
佐野 廣 館 哲二
笹森 順造

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年年度に限り臨時地方財政特別交付金として総額百六十億円を交付するもので、その一部は普通交付税の例により、他の一部は特別交付税の例により配分することとし、これに伴い昭和三十年年度の地方交付税はその金額を普通交付税として配分すること、基準財政需要額の算定に用いる単位費用について特例を設ける等の措置を採らうとするものであつて、その内容は概ね適当と認められる。
なお、委員会は次のような附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は現下地方財政の窮乏に對処し次の措置を講ずべきである。
一、昭和三十一年度において地方行政制度に関する抜本的対策を講立し地方財政計画に追いつきを期し、もつて赤字の流出を防止すること。
二、今回の地方公務員に対する期末手当の財源繰出不能分については通常国会において必要財政措置を講ずること。
三、公共事業費の繰延については事業の実施に実質的に支障を来さざるより万全の措置を講ずること。

多数意見者署名

石村 幸作 伊能 芳雄
高橋進太郎 小幡 治和
斎藤 昇 安井 謙
小林 武治 岸 良一
佐野 廣 館 哲二
笹森 順造

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年年度の政府買入の異常な進捗に伴い、食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認められる。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、食糧証券等の限度額は九百億円増加され、三千五百億円となる。

審査報告書

交付税及び贈与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年十二月十五日
大蔵委員長 岡崎 眞一
参議院議長 河井彌八郎
多数意見者署名
土田國太郎 前田 久吉
小林 政夫 苦米地義三
菊田 七平 白井 勇
青柳 秀夫 藤野 繁雄
大矢半次郎 青木 一男

審査報告書

昭和三十年十二月十五日
大蔵委員長 岡崎 眞一
参議院議長 河井彌八郎
多数意見者署名
土田國太郎 前田 久吉
小林 政夫 苦米地義三
菊田 七平 白井 勇
青柳 秀夫 藤野 繁雄
大矢半次郎 青木 一男

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年年度の政府買入の異常な進捗に伴い、食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認められる。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、食糧証券等の限度額は九百億円増加され、三千五百億円となる。

多数意見者署名

土田國太郎 前田 久吉
小林 政夫 苦米地義三
菊田 七平 白井 勇
青柳 秀夫 藤野 繁雄
大矢半次郎 青木 一男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年年度の政府買入の異常な進捗に伴い、食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認められる。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、食糧証券等の限度額は九百億円増加され、三千五百億円となる。

審査報告書

交付税及び贈与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年十二月十五日
大蔵委員長 岡崎 眞一
参議院議長 河井彌八郎
多数意見者署名
土田國太郎 前田 久吉
小林 政夫 苦米地義三
菊田 七平 白井 勇
青柳 秀夫 藤野 繁雄
大矢半次郎 青木 一男

多数意見者署名

土田國太郎 前田 久吉
小林 政夫 苦米地義三
菊田 七平 白井 勇
青柳 秀夫 藤野 繁雄
大矢半次郎 青木 一男

- 第五五号 北海道熊石村黒岩地区かんがい事業施行に関する請願
- 第五六号 北海道長磯漁港修築工事施行に関する請願
- 第五七号 北海道砂原漁港修築工事施行等に関する請願
- 第五八号 北海道居辺無水地域の農業開発促進に関する請願
- 第五九号 北海道根室未開発地域の農業開発促進等に関する請願
- 第七二号 北海道姫川上流に小川ダム築設の請願
- 第七四号 北海道土幌村新田地区開拓事業促進等に関する請願
- 第八三号 さつまいも処理対策に関する請願
- 第九〇号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正に関する請願
- 第九一〇号 農業改良普及員の強化等に関する請願
- 第九一六号 北海道駒ヶ岳山ろく火山灰地帯の農業確立に関する請願
- 第九一七号 北海道知内村の土地改良事業促進等に関する請願
- 第一〇八号 北海道川汲漁港築設工事促進に関する請願
- 第一〇九号 北海道尾札郡漁港拡張工事促進に関する請願
- 第一一〇号 北海道福島漁港修築工事促進等に関する請願
- 第一一一号 北海道石狩漁港修築工事施行等に関する請願
- 第一一二号 北海道浦元漁港完成促進等に関する請願
- 第一二七号 農業振興対策に関する請願
- 第一三二号 静岡県総代漁港修築整備工事施行に関する請願
- 第一四〇号 漁業労働加配米増量等に関する請願
- 第一四一〇号 北海道勇払原野開発等に関する請願
- 第一四六号 北海道稚内市の水害対策に関する請願

- 第一四九号 北海道中川村の水害対策に関する請願
- 第一五六号 鹿兒島県笠之原地区畑地かんがい事業施行等に関する請願
- 第一五七号 米の統制撤廃反対に関する請願
- 第一六六号 米の予約売渡制存続に関する請願
- 第一七四号 北海道の土地改良事業に関する請願
- 第一七五号 北海道団体営土地改良事業の地区指定等に関する請願
- 第一七六号 北海道道営及び団体営土地改良事業に関する請願
- 第一七七号 北海道畑地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願
- 第一七八号 北海道総合開発等の関連事業に関する請願
- 第一八六号 米の予約売渡制存続に関する請願
- 第一九九号 北海道美唄地区土地改良事業施行に関する請願
- 第二〇五号 北海道浜頓別町内ポンニタナイ開拓道路開さくに関する請願
- 第二一〇号 北海道頓別船入まの昇格に関する請願
- 第二一二号 北海道雨竜、大鳳、阿川のこり水被害救済に関する請願
- 第二一三三号 北海道東天北地区を高度集約酪農地域に指定するの請願
- 第二二四号 北海道岩見沢市隣接でい、炭地帯の土地改良事業対策に関する請願
- 第二二三号 福岡地区以西底引網漁船船員の労働条件改善等に関する請願
- 第二三六号 米の配給量増加に関する請願
- 第二三七号 米の統制撤廃反対に関する請願
- 第二三八号 蚕糸業振興法制定促進等に関する請願

- 第二三九号 北海道新渡漁港整備促進に関する請願
- 第二五五号 北海道猿払村のこり水被害農家救済に関する請願
- 第二五七号 北海道仙法志漁港修築工事促進等に関する請願
- 第二五八号 北海道音調津漁港修築工事促進に関する請願
- 第二五九号 北海道広尾町を魚田開発地に指定するの請願
- 第二六〇号 北海道苫前漁港防犯工事施行等に関する請願
- 第二六一号 北海道美深町の水害復旧対策に関する請願
- 第二八六号 自作農維持創設資金のわく拡大に関する請願
- 第二八七号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関する請願
- 第二八八号 宮崎県の農林水産被害に対する復興資金の請願
- 第二九〇号 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する請願
- 第二九一〇号 農業共済金の早期徴収に関する請願
- 第二九二二号 でん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願
- 第二九三三号 宮崎県内開拓地入植者に対する営農資金の特別わく拡大等の請願
- 第二九四号 ラミール価格の安定等に関する請願
- 第二九八号 宮崎県開拓地入植者住宅復旧費国庫補助増額に関する請願
- 第三〇九号 米の配給量増加に関する請願
- 第三一〇号 米の配給量増加等に関する請願
- 第三一一号 新潟県東頸城郡内の耕地災害復旧工事施行に関する請願
- 第三一二号 新潟県東頸城郡内の治山砂防工事施行に関する請願
- 第三一六号 北海道幌延村開拓実施計画に関する請願
- 第三一七号 北海道遠別漁港築設促進等に関する請願

- 第三一八号 北海道天塩町の開拓事業等に関する請願
- 第三一九号 北海道羽幌町集別地区土地改良事業促進等に関する請願
- 第三二〇号 北海道小平村川上地区に補水ダム設置等の請願
- 第三二七号 北海道更別村集団湿地帯土地改良工事促進等に関する請願
- 第三三三三号 北海道鬼鹿村港町、苫前町三溪間に開拓道路開さく等の請願
- 第三四〇号 北海道のこり水被害農家救済に関する請願
- 第三四一〇号 肥料管理の合理化等に関する請願
- 第三四二〇号 農業災害補償制度確立に関する請願
- 第三四三三号 畑作農業の経営安定対策に関する請願
- 第三四四号 北海道の風害木処理に伴う自家用材に関する請願
- 第三四五号 北海道の農業指導、試験及び研究機関の拡充強化に関する請願
- 第三四六号 食糧管理制度等に関する請願
- 第三四七号 北海道酪農安定対策に関する請願
- 第三四八号 米の配給量増加等に関する請願
- 第三四九号 米の予約売渡制存続に関する請願
- 第三五〇号 新潟県林道大栃山線開設工事施行に関する請願
- 第三七四号 農林漁業金融公庫法の一部改正に関する請願
- 第三七七号 市町村公共事業用地買収に関する請願

- 第一、内閣に送付するを要するもの。
 - 第一四号 宝泉寺、隈府両駅間鉄道敷設促進に関する請願
 - 第一八号 美作土居、新見両駅間に自動車運行の請願
 - 第三四〇号 甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願
 - 第六一〇号 鋼路、北見相生両駅間等鉄道敷設促進に関する請願
 - 第六二二号 上川、十勝三股両駅間鉄道敷設促進に関する請願
 - 第六四号 北海道落石崎灯台に霧笛設置の請願
 - 第六五号 北海道花咲港拡張工事促進等に関する請願
 - 第九四号 肥薩線に急行列車運行の請願
 - 第九五号 東京都三宅島に無線方位信号所設置の請願
 - 第一一三三号 北海道矢越岬に灯台設置等の請願
 - 第一一四号 北海道森港修築工事促進に関する請願
 - 第一三〇号 鹿兒島県和泊港築港促進に関する請願
 - 第一五二〇号 北海道苫小牧港築設等に関する請願
 - 第一五三三号 富内、十勝清水両駅間鉄道敷設工事再開に関する請願
 - 第一六四号、第二二二一号 青森港に大型船頭築設の請願
 - 第一七三三号 石勝線鉄道新設に関する請願
 - 第一九〇号 国有鉄道等公社職員の手当に関する請願
 - 第一九四号 赤穂線鉄道電化計画樹立等に関する請願
 - 第一九五号 広島県加計町、島根県浜田市間鉄道敷設促進に関する請願
 - 第二一一号 北海道香深港修築工事施行に関する請願
 - 第二四一〇号 北海道留萌港北岸船だまり築造用地収用費国庫負担等に関する請願
 - 第二四二二号 北海道香形港修築

昭和三十年十二月十五日
農林水産委員長 棚橋 小虎
参議院議長河井彌八郎
審査報告書(運輸委員会第一号)
一、議院の会議に付するを要するもの。

- 工事促進に関する請願
- 第二四三三号 北海道釧路港修築工事促進等に関する請願
- 第二四四号 日勝鉄道海岸線敷設に関する請願
- 第二四五号 北海道増毛港拡張整備工事施行に関する請願
- 第二四六号 十勝沖地震による北海道広尾港施設沈下改修工事促進の請願
- 第二四七号 北海道広尾港修築工事施行に関する請願
- 第二四九号 北海道広尾町に湖候所設置の請願
- 第二九六号 宮崎原細島港に海上警備救難警設置の請願
- 第三二五号 北海道天塩港修築敷設工事促進に関する請願
- 第三二七号 福岡原の港灣整備促進等に関する請願
- 第三三三三号 常磐線鉄道電化促進に関する請願
- 第三四四号 伯備線鉄道強化に関する請願

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 左藤 義彦
参議院議長 河井彌八郎

- 審査報告書(通信委員会第一号)
- 一、議院の会議に付するを要するもの
- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第一三六号 岡山県新見市正田郵便局の集配局昇格に関する請願
- 第一八〇号 北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
- 第一九一号 簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願
- 第一九二号 簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願
- 第一九三三号 簡易保険診療所の増設等に関する請願
- 第二四四号 簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願

- 第二四五号 簡易保険診療所の増設等に関する請願
- 第二四六号 北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
- 第二四七号 簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願
- 第三〇五号 簡易保険診療所の増設等に関する請願
- 第三〇六号 簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願
- 第三〇七号 簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願
- 第三〇八号 北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
- 第三三五五号 簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願

昭和三十年十二月十五日

通信委員長 松平 勇雄
参議院議長 河井彌八郎

- 審査報告書(建設委員会第一号)
- 一、議院の会議に付するを要するもの
- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第一号 宮崎県大河内部落の災害復旧促進に関する請願
- 第二号 国道釧本宮崎線中村所橋を永久橋に架替する等の請願
- 第一五号 高知県分川改修工事促進に関する請願
- 第一六号 埼玉県元荒川改修工事施行に関する請願
- 第一七号 岡山県小田川二万橋架替に関する請願
- 第三五号 国道十九号線改良工事施行に関する請願
- 第四〇号 埼玉県妻沼町地先刀水橋下流堤防復旧工事促進に関する請願
- 第六七号 北海道本別、白糠町町間に産業道路開通の請願

- 第六八号 二級国道小樽江差線中一部改良工事施行に関する請願
- 第七〇号 北海道音更川音更橋を永久橋とする等の請願
- 第七一号 二級国道小樽江差線中一部改良工事施行等に関する請願
- 第七三三号 北海道利別川治水工事施行に関する請願
- 第七七号 北海道大成、太樽町村間道路開さくに関する請願
- 第七八号 北海道天野川砂防工事施行に関する請願
- 第七九号 北海道線平、三股間道路開さくに関する請願
- 第八〇号 北海道線平、然別湖畔間自動車道路開さくに関する請願
- 第一〇四号 県道津山備前線中一部改良工事施行に関する請願
- 第一一五号 二級国道小樽江差線中新架橋を永久橋に架替する等の請願
- 第一一六号 函館尾札部線道路改良工事施行に関する請願
- 第一一七号 北海道森町海岸浸食防除工事施行に関する請願
- 第一一八号 北海道森町、厚沢部村間に道路開さくに関する請願

昭和三十年十二月十五日

通信委員長 松平 勇雄
参議院議長 河井彌八郎

- 第一一九号 北海道落部、厚沢部村間の道路開さく工事促進等に関する請願
- 第二二〇号 北海道知内川治水工事施行等に関する請願
- 第二二一号 北海道地方費道厚沢部上線線改良工事施行等に関する請願
- 第一三三三号 道路財源法制定に関する請願
- 第一三八号 道路財源法制定等に関する請願
- 第一四三三号 北海道石狩支庁管内の総合開発に関する請願
- 第一四四号 北海道虻田町、洞爺湖温泉間道路舗装等に関する請願

- 第一四七号 北海道由仁町の水害対策に関する請願
- 第一四八号 北海道長万部川改修工事施行に関する請願
- 第一五〇号 北海道室蘭市に海事官庁合同庁舎建設の請願
- 第一六八号 新潟市大火の災害復旧に関する請願
- 第一六九号 岡山県児島市の災害復旧公共事業施行に関する請願
- 第一九六号 広島県天応町住宅地域の海水浸入防除に関する請願
- 第一九七号 県道陸地天応停車場線災害復旧工事等促進に関する請願
- 第一九八号 広島県大屋大川砂防工事施行に関する請願
- 第二〇〇号 北海道石狩、雨竜、阿河川治水事業促進等に関する請願
- 第二〇一号 北海道天塩川上流総合開発等に関する請願
- 第二〇二号 北海道雨竜村の水害対策に関する請願
- 第二〇三号 北海道別川浜頓別橋外三橋の永久橋架替に関する請願
- 第二〇六号 北海道浜頓別町内の被害道路改良工事施行に関する請願
- 第二〇七号 北海道別川治水工事施行に関する請願
- 第二〇八号 北海道雨竜川等による水害応急対策に関する請願
- 第二〇九号 北海道ベオツベ川を特殊河川として改良工事促進等に関する請願
- 第二二七号 県道豊岡飾磨港線改良工事施行に関する請願
- 第二四八号 国道十九号線改良工事施行に関する請願
- 第二四九号 新潟県主要地方道柏崎松代十日町線改良工事施行等に関する請願
- 第二五〇号 新潟県東頸城郡内の地すべり対策事業促進に関する請願
- 第二五一号 新潟県東頸城郡内の橋りよりを永久橋に架替するの請願

昭和三十年十二月十五日

通信委員長 松平 勇雄
参議院議長 河井彌八郎

- 第二二四号 北海道小紋別川改修工事施行等に関する請願
- 第二二七号 北海道宮前町の水害復旧対策に関する請願
- 第二二七二号 北海道伊達町の災害復旧工事促進等に関する請願
- 第二七三三号 北海道の天然小河川改修費国庫補助に関する請願
- 第二七五号 北海道広尾町豊似、日高浦河町間に道路開さくの請願
- 第二七六号 北海道浜頓別、豊富間の産業道路改良工事施行等に関する請願
- 第二九七号 宮崎県下の土木災害復旧工事促進に関する請願
- 第三〇九号 宮崎県の公営住宅わく拡大に関する請願
- 第三〇〇号 住宅金融公庫に対する災害住宅の特別わく拡大等の請願
- 第三一三三号 国道清水直江津線改良工事施行に関する請願
- 第三一四号 北海道秩父別村の災害復旧工事等に関する請願
- 第三一五号 北海道札内川線岸築堤工事施行等に関する請願
- 第三二二二号 北海道屋敷川災害復旧工事施行等に関する請願
- 第三二四号 北海道戸島別川砂防工事施行に関する請願
- 第三二六号 北海道多度志村の水害復旧対策に関する請願
- 第三二八号 一級国道五号線等改良工事施行に関する請願
- 第三二九号 二級国道留萌管内線中一部改良工事促進等に関する請願
- 第三三〇号 北海道豊富村の水害復旧対策に関する請願
- 第三三一号 北海道留萌市の水害復旧対策に関する請願
- 第三三二二号 北海道札内川外二

昭和三十年十二月十六日 参議院会議録 審査報告書(第八号参照)

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録 審査報告書(第八号参照)

河川砂防工事施行に関する請願

第三五二号 福岡県由良町 砂防工事施行に関する請願
第三五三号 昭和二十八年水害復旧費国庫補助等に関する請願

昭和三十年十二月十五日
建設委員長 赤木 正雄
参議院議長 河井彌八郎

意見書案

昭和三十年水害復旧費国庫補助等に関する請願(第三五三号)
右の請願は、昭和三十年水害復旧費国庫補助金の交付は、水害後三年を経過しようとしている今日まだその半ばにも達せず、しかも福岡県下被害市町村の返還未済の借入金総額は、いまなお十二億圓に及んでおり、これに対する年間支払金額は九千七百万圓の多額にのぼり、さなきだに困窮せる被害市町村の財政は、このまゝでは破たんを見る外ないから、来年度予算編成に当り二十八年度水害復旧に対する法定国庫補助残金の金額を是非共計上せられると共に、借入金に對する利率の補給方についてとくに配慮せられたいとの趣旨であるが、借入金に對する利率の補給方についてとくに配慮せられたいと言ふ点は認め難いので、この点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は留意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

審査報告書

審査報告書
審査委員 西郷吉之助
昭和三十年十二月十六日

多数意見者署名
石村 肇作 伊能 芳雄
高瀬 進太郎 岸 良一
佐野 順造 森下 政一
中田 吉雄 松澤 兼人
加瀬 完 齋藤 昇
小林 武治 安井 謙

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、奄美群島復興事業の実施の経過及び計画の名瀬市の大火に鑑み、都市計画法第三条に規定する都市計画事業及び土地区画整理法第三条第三項の規定により施行する土地区画整理事業で、内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定する事業については、これを復興計画に基く事業の中に加へ、一日も早くその復興を計らうとするものであり、概ね妥当な措置と認める。
二、費用
本法律案施行に要する経費は、総額約五千五百萬圓であり、このうち、本年度予算において約二千萬圓を予定しているが、予備費その他により処理することとなつてゐる。

審査報告書

審査報告書
昭和三十年十二月十六日
参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名
池田平吉 堀 末治
三浦 豊一 青木 一男
石坂 登一 秋山俊一郎
伊能 芳雄 井上 清一
八木 幸吉 安井 謙
武田 雅孝 吉田 哲二
片柳 常介 館 萬次
高橋 道男 小林 政夫
小瀧 彬 堀木 謙三
内 四郎 堀木 守三
佐野 廣 木村 守丸
中山 福蔵 西崎 ハル
高木 正夫 田村 文吉

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和三十年度特別会計予算補正(特第2号)は、地方財政窮乏の現況にかんがみ、本年度限りの臨時措置として、地方交付税の率の引上げによらず、地方交付税の率の3%に相当する約百八十八億圓の財源措置を行うため、国における一般経費の節約額、賠償費、及び公共事業費等の不要額百六十億圓、これに伴う地方負担の軽減額二十八億圓を見込むこととするが、付取せず交付税及び譲与税配付金特別会計において百六十億圓の借入れを行い、これを臨時地方財政特別交付金として地方に交付することとし、これに伴い、交付税及び譲与税特別会計予算を補正したものであつて、やむをえない措置と認める。
二、費用
この予算補正により、交付税及び譲与税配付金特別会計の予算額は、歳入歳出ともに、百六十億圓を追加して、歳入歳出ともに、一千八百二十二億一千三十八萬圓となる。

審査報告書

審査報告書
昭和三十年十二月十六日
外務委員長 山川 良一
参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名
大谷 登瀛 黒川 武雄
宮澤 喜一 羽生 三七
佐藤 尙武 石黒 忠篤
梶原 茂嘉 小瀧 彬
野村吉三郎 杉原 荒太
鶴見 祐輔 加藤 シヅエ

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、わが国が米國から研究用原子力の燃料として濃度二〇パーセント以下の濃縮ウランを最大限六キログラム貸借できること、原子力用資材を入手できること、日米兩國間に原子力の平和利用に関する情報を交換することを規定しており、わが国の原子力の平和利用の研究及び発達に資するものであると認め、承認するものとする。
二、費用
要しない。

審査報告書

審査報告書
昭和三十年十二月十六日
参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名
田畑 金光 秋山 長造
松浦 清一 井上 知造
菊川 孝夫 村上 義一
廣瀬 久忠 島村 軍次
中山 壽彦 木村篤太郎
酒井 利雄 青柳 秀夫
野本 品吉 千葉 信
長島 銀蔵

要領書

一、委員会の決定の理由
原子力の研究、開発及び利用に關する行政の民主的な運営を図る

審査報告書

審査報告書
昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 小柳 牧衛
参議院議長 河井彌八郎

多数意見者署名
白川 一雄 海野 三朗
湯山 勇 上林 忠次
高橋 新 深水 六郎
上原 正吉 阿具根 登
岡 三郎 小松 正雄
河野 謙三

要領書

一、委員会の決定の理由
本法の改廃及附属法、関係法の制定、運用に當つては、本法の趣旨並に提案の経過に鑑み、あくまで超党派性を堅持し、國民的協力態勢を確立すべきである。
右決議する。

ため、委員長及び委員四人を以て組織する原子力委員会を総理府に置くことは、妥当な措置と認められた。

なお、本委員会は別紙のような附帯決議を行った。

二、費用
委員俸給、庁費等に要する経費は、約四百六十万円である。

附帯決議

原子力委員会設置法第二条第三号の關係行政機関の原子力利用に關する経費には、大学における研究経費を含まないものとする。

審査報告書

總理府設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 小柳 牧衛
参議院議長 河井瀧八郎

多数意見者署名

- 田畑 金光 秋山 長造
- 松浦 清一 井上 知治
- 菊川 幸夫 村上 義一
- 廣瀬 久忠 島村 軍次
- 木村篤太郎 中山 壽彦
- 青柳 秀夫 酒井 利雄
- 千葉 信 野本 品吉
- 長島 銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由
原子力の研究、開発及び利用に關する行政を総合的に推進するため、總理府に原子力局を置くことは、妥当な措置と認められた。

二、費用
職員俸給、庁費等に要する経費は、約百五十万円でである。

審査報告書

日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特別に關する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
農林水産委員長 棚橋 小虎
参議院議長 河井瀧八郎

多数意見者署名

- 重政 庸徳 長谷山行毅
- 横川 信夫 千田 正
- 秋山俊一郎 森 八三一
- 三浦 辰雄
- 河合 義一 江田 三郎
- 池田宇右衛門 青山 正一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法法律案は、日本中央競馬会がその所有する工作物が災害によつて著しい被害を受け、又は朽腐して保安上危険があつて速かにその復旧又は改築を行う必要がある場合に、これが費用を調達するため、昭和三十一年から五ヶ年を限つて臨時競馬を開き、この臨時競馬の勝馬投票券にかかる国庫納付金を減免することによつて、その費用を調達することとし、かつ、競馬用工作物の保全に資し保安上の危険を除くことにも、政府出資財産の管理を全たからしめるものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため特に経費を必要としない。なおこの措置による国庫納付金の減収は年約一億五千万円の見込である。

審査報告書(地方行政委員会第一号)
一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第三八号、第八七号、第一二二二号 地方交付税に關する高等学校の単位費用引上げに關する請願

第一三九号 北海道追分町の下水道工事費起債に關する請願

第一五一号 北海道追分町の公用施設災害復旧事業費起債に關する請願

第二七九号 地方交付税法の一部改正に關する請願

第二八〇号 台風常襲地帯に地方特別交付税増額配付の請願

第三七一号 合併市町村育成法制定促進に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年十二月十六日
地方行政委員長 松岡 平市
参議院議長 河井瀧八郎

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三号 静岡県御殿場市の地域給に關する請願

第八五号、第二二八号 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律の一部改正に關する請願

第九七号、第九八号、第一三三三号 恩給不均衡是正に關する請願

第一〇二号 追放解除者の恩給に關する請願

第一二八号 高知県土佐清水市清水地区の地域給に關する請願

第一七〇号 岡山県津山市の地域給に關する請願

第一八一号 京都府亀岡市の地域給に關する請願

第二七七号 北海道苫前町の地域給に關する請願

第三三三三号 北海道遠別町の地域給に關する請願

第三五五号 京都府城陽町の地域給に關する請願

第三五六号 岐阜県の薪炭手当に關する請願

第三五七号 重人恩給の仮定俸給年額に關する請願

第三六〇号 兵庫県滝野町の地域給に關する請願

第三六一号 京都府精華町外五箇町村の地域給に關する請願

第三六二号 京都府相楽郡の地域給に關する請願

第三六三三号 京都府和束町外二箇村の地域給に關する請願

第八四号、第二二〇号 金し、煎章年金復活に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 小柳 牧衛
参議院議長 河井瀧八郎

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第四三三号、第八二二号 石油資源開発株式会社に対する融資の請願

第七五号 北海道十勝川水系藤

平電源開発着工等に關する請願(別紙意見書添付)
第一六〇号 沖繩貿易振興対策に關する請願

第二六二号 北海道桑古岳の地下資源調査に關する請願

第二六三三号 北海道中頓別町の地下資源開発等に關する請願(別紙意見書添付)

第三二二号 北海道の天然ガス開発促進等に關する請願(別紙意見書添付)

第三五〇号 木造船の中共向け輸出禁止解除に關する請願

第三七三三号 中小企業の輸出貿易奨励等に關する請願

二、内閣に送付するを要しないもの。
第一三三号 公害防止法制定促進に關する請願

第八一号 百貨店法制定に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年十二月十六日
商工委員長 三輪 貞治
参議院議長 河井瀧八郎

意見書案

北海道十勝川水系藤平電源開発着工等に關する請願(第七五号)

右の請願は、北海道総合開発計画による十勝川水系藤平電源開発は、昭和二十八年に着工されたのであるが、昭和二十九年年度国家算入算のため融資削減となり、第一、第二、発電所の着工延期が憂慮されているから、是非ともわが国産業発展のために計画通り着工第一、第二、発電所の建設工事に着工され、同時に、足寄町上郷、オンネトーを経て阿寒に通ずる道路改良工事並びに道路、留辺蘂、西足寄線道路改良工事を、早期完成し、さらに白糖、

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録 調査報告書(継続事件)

足寄間鉄道施設の促進に努められたとの趣旨であるが、足寄町上郷、オノネトを経て阿寒に通ずる道路改良工事並びに道道、留辺蘂、西足寄線道路改良工事を、早期完成し、さらに白根、足寄間鉄道施設の促進に努められたという点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

参議院議長 河井 彌八
内閣総理大臣 鳩山 一郎 閣下

意見書案

北海道中頓別町の地下資源開発等に関する請願(第二二三号)

右の請願は、北海道中頓別町の地下資源は豊富であり、水銀、石炭、天然ガス層等は未開発のまま下に眠っている現状であつて、これら国内産業にとつて重要な資料をこのまま放置することは、はなはだ遺憾であるから、国費によつて一日も早く開発せられたい。なお、頓別川治水工事、浜頓別、音威子府線道路の改良工事、中頓別、小頓別間地方開発道路の新設、上頓別、小頓別地区の国営土地改良事業及び中頓別地区の国営土地改良事業及び中頓別簡易裁判所庁舎の新築工事等についても特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であるが、頓別川治水工事、浜頓別、音威子府線道路の改良工事、中頓別、小頓別間地方開発道路の新設、上頓別、小頓別地区の国営土地改良事業及び中頓別簡易裁判所庁舎の新築工事等についても特段の措置を講ぜられたいと言ふ点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条によつて別冊を送付する。

昭和三十年十一月十九日
決算委員長 小松 正雄
参議院議長 河井 彌八 閣下

昭和三十年十二月十六日

参議院議長 河井 彌八
内閣総理大臣 鳩山 一郎 閣下

意見書案

北海道の天然ガス開発促進等に関する請願(第三二二号)

右の請願は、北海道における天然ガス工業化については千葉、新潟をしのぐほどであるが、道内豊富村において天然ガス利用はまだ企業化されず、大正十四年以来常時約二万立方メートルが空中に放出されていることは資源に乏しいわが国の資源保護の立場からすみやかに措置すべきものと考えられるから、本地域内における工業発展のため急速に天然ガスの開発を促進するとともに、(一)日曹炭田の再建、(二)日本海岸稚味内魚田、豊富、日曹を通じ浜頓別港間産業道路の新設等について着処せられたいとの趣旨であるが、(一)日本海岸稚味内魚田、豊富、日曹を通じ浜頓別港間産業道路の新設等について着処せられたいという点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和三十年十二月十六日
参議院議長 河井 彌八
内閣総理大臣 鳩山 一郎 閣下

調査報告書

〔継続事件〕
調査報告書

国家財政の整理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた、よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月十九日
決算委員長 小松 正雄
参議院議長 河井 彌八 閣下

経過の概要

表記の件に関し、本委員会は閉会中次の三件について調査を行った。
一、日本国有鉄道民衆の件
本件は、二十八年八月以来調査をつづけて来た案件であるが、調査の進行に伴い、二十九年三月四日定例管理規程の一部改正、同年七月構内営業規則の全面的改正が行われた結果、民衆駅については将来も建設するかの根本問題は別として、爾後の運営は一応軌道に乗ることとなつたが、現存の民衆駅内営業者との間の契約更新等は未完了であり、殊に鉄道会館については外郭団体問題とも関連してなお調査未了の形で遺されていた。第二十二国会においては、三大運輸大臣及び十河国鉄総裁の意見を聴取したが、三大運輸大臣からは国鉄全般の問題を検討するため本年六月日本国有鉄道経営調査会を新設して六ヶ月内に結論を出してもらい、その答申を参考として日本国有鉄道法の改正を提案する予定であるとの意見が述べられた。十河国鉄総裁からは就任後日が見たい具体的な意見は聴取できなかった。

右のような状態であつたため、閉会中も継続調査することとなつたものである。
閉会中においては、民衆駅問題の一端として新宿民衆駅請願の内容及び新宿駅改築の計画について国鉄側の説明を聞き、実地の視察を行った外、民衆駅の一般事項について調査を行った。
本件は今後もなお調査を継続する必要がある。

二、日本国有鉄道貨物後払運賃及び連絡運輸収入滞納額回収状況の件
二十八年度決算検査報告に掲記された滞納額は、

貨物後払運賃
八二二、八八九、九八〇円
連絡運輸収入
四五四、一八二、五八二円
に上り、その徴収処置の緩慢な点が指摘されているので、閉会中において国鉄及び運輸省当局からその後の回収状況及び滞納の根本原因等につき説明を聴取した。
貨物後払運賃については、二十九年九月十六日現在を以て未納額を一応繰上げて分割納入の公正証書又は和解調書としたもの三九社三七四、七一九、四三七円、分割納入の能力もないため後払を停止したもの一〇社一八、一三二、八四七円計四九二、八五一、二八四円であつたが、三十年九月末には、分割納入の分は二六一、八三一、四八〇円、後払停止の分は八一、一一九、二六八円にそれぞれ減額し、前者は一一二、八八七、九五七円、後者は三七、〇一一、五七九円を回収している。又繰上げ後払に発生した後払運賃については滞納となつたものは殆んど見られない。

連絡運輸収入については、貨物後払運賃の場合のように既往の分割納入の滞り処置にとらず、又連絡運輸契約を解除することは公共の利害に影響するところが大きい関係上実行困難の事情があつたため、滞納額は一進一退の状況で三十年八月末には五三七、六四二、八八六円となつていたが、その後回収に努力した結果九月末には四八八、六八六、六六七円に減額している。

右のように現在の回収状況は一応良好の方向に進んでいるので、今後は定期的に回収状況の報告を徴しその成績を監視するがなお貨物後払運賃については滞納を

防止する根本策につき検討することとした。

三、病変米の件
本件については、二十九年九月委員会決議をもつて病変米は国民が十分に納得するよう科学的的研究の裏付けの得られないものは主食として配給しないことを政府に要望して置いたが、その後病変米の在庫は増加して三十年二月には約十五万二千トン、その購入代価約九十三億二千二百万円、支払済保管料約三億千七百円に達したため、第二十二国会において川崎厚生大臣、河野農林大臣、楠本厚生省環境衛生部長、清井食糧庁長官等に対し、その処分方針を中心として質疑を行った。その結果政府としては病変米は国民の理解と協力のない限り主食として配給はしないが、加工用原料として売却することは差支ないものと考へている。但しこれは相当値引の余裕なきことと予想されるので保管料の失費と脱み合せてなるべく速かに決定したいとの答弁があつたが、具体的な結論は得られなかつたので、これを閉会中の継続調査に移したものである。

閉会中においては、食糧庁長官からその後の処置状況、又厚生省環境衛生部長からその後の研究の結果を聴取した。これに対して、食糧庁長官から、在庫高はその後再播種による減り、菓子用として糯米売却等により現在一三九、三七一トンとなつている。これを味噌醤油等加工用として売却するため目下業者と折衝中であるが、相当の値引が予想されるのみならず、元来加工用の需要は総ての用途を併せて年間約七万二千トン程度なので仮に全部を病変米で充当するとしてもこの処分は一年間で

は終らない計算であるとの説明があつた。

又厚生省環境衛生部長からその後の研究の状況及び学界の状況についても説明があつた。

既に業者との折衝に入つてゐることであり、値引損と保管料の失費とのバランスを考慮しつつつて、できるだけ有利なるよう処分することを要望しなお調査は継続するが質疑は一応打切ることとし、今後の調査方針については委員長及び理事打合会で協議の上決めることとした。

以上の如く、本調査については、未だこれを終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家公務員制度及び恩給に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

内閣委員会は第二十二回国会閉会中、国家公務員制度及び恩給に関する調査について委員会を開き調査を行つた。

即ち、去る十一月二日の委員会には、大久保内閣大臣、三橋恩給局長、宮内閣内閣事務参事官等の出席を求め、大久保内閣大臣から公務員制度調査会における公務員制度に関する従来の調査の経過について、概要の説明を聴取し、ついで宮内閣参事官から過般公務員制度調査会小委員会より提出された公務員制度改革要綱に基き、右要綱の内容の説明を聴取し、引続き各委員から右説明に関連し質疑が行われた。

昭和三十年十二月十六日 議院会議録追録 調査報告書(継続事件)

又、恩給に関しては、同日の委員会に於て、大久保内閣大臣及び三橋恩給局長から、昭和二十三年六月三十日以前の恩給受給者と、その後の受給者との間の恩給の不均衡の是正に關し、大政省当局との間の折衝の経過等について説明を聴取し、ついで、各委員との間に、質疑が行われた。

本委員会は、閉会中以上の如く、国家公務員制度及び恩給に關し、調査を行つたが、なお今日調査を終結する段階に至つていない。

調査報告書

国家行政組織に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

内閣委員会は第二十二回国会閉会中、国家行政組織に關し、委員会を開き調査を行う予定であつたが、国防に關する調査、国家公務員制度及び恩給に關する調査並びに継続審査の法律案二件の審査に日時を要し、これがため、本件の調査を行ひ得なかつた。

調査報告書

国防に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

地方行政の改革に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

会中、四回委員会を開き国防の防衛に關する調査を行つた。

即ち、九月十九日の委員会には、日米共同声明に關し、重光外務大臣、西田労働大臣、砂田防衛厅长官等の出席を求め、特に重光外務大臣より八月二十三日乃至九月八日の渡米中、わが国の外交政策の基調に關し、米政府当局と意見を交換した際の諸問題に關して、説明を聴取すると共に、各委員より特に防衛計画に關する問題について、質疑応答が行われ、翌九月二十日の委員会には、米駐留軍の飛行基地及び演習場の拡張問題に關し、参考人として若松員次郎、宮崎伝左衛門、青木市五郎、伊藤興道、斎藤久蔵君の出席を求め、東京都北多摩郡砂川町及び山形県村山市大高根における基地拡張問題に關する紛争について意見を聴取すると共に、各委員と右の点に關し、重光外務大臣、西田労働大臣、砂田防衛厅长官等との間に、質疑応答が行われた。引続き同月二十一日の委員会では、米駐留軍の飛行基地及び自衛隊演習場等の問題調査のため、先般派遣された野本委員、堀委員及び木下委員より派遣報告を聴取した。更に、十一月一日の委員会には、米駐留軍の飛行基地、日米共同声明、防衛力増強、防衛関係予算等に關する件について重光外務大臣、西田労働大臣、砂田防衛厅长官等の出席を求め、各委員との間に、質疑応答が行われた。

調査報告書

地方行政の改革に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

地方行政の改革に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

地方行政の改革に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

地方行政の改革に關する調査(継続事件)

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

地方行政委員 森下 政一

長代理理事 河井彌八郎

参議院議長 河井彌八郎

地方行政の改革に關し、第二十二回国会閉会後における継続調査の概要は次のごとくである。即ち、

(一) 地方財政に關しては、地方財政の再建に關する決議(別記)を行つて、地方財政の窮乏に對する対策を速かに具体化するより内閣に申し入れるとともに、本年度における赤字対策、昭和三十一年度地方財政計画、官庁に對する寄附金、改正地方税法の公給領収証の問題等に關して調査を行ひ、

(二) 町村合併に關しては、全国的な進捗状況と問題地区特に過般來問題となつていた名古屋市周辺のその後状況並びに栃木県南摩村の鹿沼市への編入問題、熱海市泉地区の合併問題等の実状に關して調査し、また

(三) 警察関係としては、警備警察に關し砂川、大高根の米軍基地における地元側と警察との衝突事件については実情調査し、更に大高根については、現地に議員を派遣して詳細な調査を行つた。又バス路線許可に關する警察関係の問題についても調査し、

(四) 災害関係としては、台風第十二号同第十三号及び新潟市の火災の被害状況の調査、さらに

(五) 地方財政の状況、町村合併の促進状況、地方税制度、警察消防その他地方行政上の諸問題に關し、石川、新潟、滋賀、京都、大阪、愛媛、香川、徳島の各府県に於て現地調査を行つた。

決議

参議院地方行政委員会 十月十五日

地方財政再建措置に關する件

地方財政は正に破綻に關する現状にあり、一日も速かにこれが打開の措置を総合的に講ずる必要を認め、委員会の審議を続けた結果、政府においては何ら具体的対策がなく在再再送つてゐることが明らかになつた。

地方財政再建促進特別措置法案は、昭和三十年度の財源不足を充足して、地方財政再建を目的とする明確な対策とあわせ講ずることとだけ従つて政府のかかる態度が強く限り、本法案の審議を進めることは出来ない。

よつて政府においては、昭和三十年度における適切な財源対策を確立して、速かに臨時国会を召集すべきである。

右決議する。

調査報告書

国際情勢等に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日

外務委員長 石黒 忠篤

参議院議長 河井彌八郎

経過の概要

本委員会は、第二十二回国会閉会后、開会中に引続き国際情勢等に關する調査を継続して行ひ、当面する外交問題に對して四回にわたる委員会を開き、委員派遣を行ひ、資料を収集する等、鋭意調査を進めて来たが、本調査の性質上、その対象が広範多岐にわたるので、閉会中、調査を終了するに至らなかつた。

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録 調査報告書(継続事件)

調査の概要を述べれば次の通りである。

- 一、重光外務大臣の渡米にあたり、同外相の出発を求め、その渡米目的について質疑を行った。
- 二、外相帰朝早々の機会をとらえ、外相渡米の成果、特に公表された重光・ダレス共同声明に關連し、国内の反響を呼んだ所謂海外派兵の問題、わが国の防衛計画及び同声明の取文等について真相を聴取した後、委員会は、昨年六月二日、本院が議決した「自衛隊の海外出動を為さざること」に關する決議を確認する旨の決議を行った。
- 三、日韓關係、第三國軍人の訓練問題、日比賠償、日英支協協定、日ソ交渉等の処理状況及びジュネーブ外相會議に關する政府の見解につき、外務省當局から説明を聴取し質疑を行った。
- 四、小牧飛行場拡張問題及び愛知用水計画地等の実地調査のため、委員を現地へ派遣した。

調査報告書
檢察及び裁判の運営等に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

法務委員長 成瀬 精治
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

当委員会で、閉会中における本件調査の主たる対象を前国会に引続き裁判所制度に關する調査と定め、この基本調査として従来行つた下級裁判所等における実情調査の補完のため、北海道、広島県及び香川

県に委員派遣を行つた。他方本件調査の一環として人権保護及び冤罪対策に關する件についても具体的問題についてそれぞれ政府當局の説明を求めるため委員会を開き、あるいは実情調査のため調査室職員を現地に派す等調査に努めたのであるが、前記裁判所制度に關する調査は、それが今後の司法制度の根幹である最高裁判所の機構等重要事項にわたるため、今日結論を得るには困難と看做され調査は完了するに至らなかつた。

調査報告書

租税及び金融等に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

大蔵委員長 青木 一男
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本件に關し、本委員会においては第二十二回国会昭和三十年三月三十一日議長の承認を得、法律案の審議と並行し租税及び金融等に關し、種々の角度から検討を加えてきたが、七月三十日繼續調査の議決を得て、閉会中も調査することとなつた。

閉会中、福岡県、長崎県、熊本県に片柳委員、平林委員(九月十七日から九月二十四日まで)、大阪府、兵庫県に木内委員、松澤委員(九月十八日から九月二十三日まで)、宮城縣、山形縣、秋田縣に藤野委員、木村委員(九月十八日から九月二十四日まで)をそれぞれ派遣し、租税及び金融等に關し現地の実情を調査する外、委員会を開き当面の諸問題について調査を行つた。

即ち十月十八日、財政投融資の計画の実施見込、特殊物資差益金処理、百円硬貨鋳造問題等について河野理財局長、佐藤通商産業省通商局長等より説明を聴き、質疑を行い、十月十九日、租税収入の見込及び税制改正問題、たばこ販売収入見込及び業たばこ輸入問題、その他財政金融一般問題について一萬田大蔵大臣、渡邊主税局長、大月日本専売公社監理官より説明を聴き質疑を行つた。

調査報告書

教育、文化及び学術に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

文教委員長 笹森 順造
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本委員会は、閉会中、教育・文化及び学術に關する調査のため、(一)大学制度(二)僻地教育(三)定時制高校教育(四)教科課程の四件につき、委員を派遣して現地の実情をつぶさに調査し、更に十月五日より三日間委員会を開いて、各調査班の報告をなし、特に僻地教育の振興と高等学校定時制教育に關しては、委員会の決議に基づき、政府に対する要望を行つたが、問題が複雑であるため調査を未だ終了するにいたらなかつた。

調査報告書
社会保障制度に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日

社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井瀧八殿

経過の概要

本件に關しては、元厚生委員会において、第四回国会以来調査を継続し、既に二十二次にわたり中間報告が行われたのであるが、社会労働委員会においても、本調査を続行することとした。

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保障制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

(一) 第二十二回国会における調査概要

- 1 中共並びにソ連地域よりの引揚状況に關する調査
- イ 委員を二回にわたり舞鶴市へ派遣して、中共並びにソ連地域よりの引揚の実情を調査した。
- ロ 中共並びにソ連地域よりの引揚者代表を参考人として招致し、実情聴取の上質疑を行つた。
- 2 お年玉つき年賀はがき寄附金に關する調査
- お年玉つき年賀はがき寄附金の運用に關し調査の結果決議を行い、政府に対して善処方を要望した。
- 3 赤痢予防等公衆衛生の改善に關する調査
- 赤痢予防ワクチン注射による

事故発生並びに食中毒事件等の頻発にかんがみ、政府当局及び参考人より実情を聴取し、種々検討した後決議を行い、政府に対して善処方を要望した。

4 附添審判制度に關する調査

国立療養所における附添審判制度廃止問題に關し、埼玉及び清瀬の二療養所を実地に視察するとともに、政府当局並びに参考人より実情を聴取し、種々検討を加えた後決議を行い、政府に対して善処方を要望した。

5 民族昆虫類の駆除に關する調査

民族昆虫類の駆除問題に關し、小委員会を設置して調査を進め、立法措置を考究した。

(二) 国会閉会中における調査概要

1 委員を三班に分ち東北、四国及び山陰地方に派遣して、地方における厚生行政及び労働情勢の実情を調査した。

2 山口県、九州及び四国地方における風水害並びに新潟市の火災に關し、それぞれ委員を現地に派遣して、被害状況、災害救助の状況等を調査した。

3 食品衛生法及び栄養改善法の改正問題に關連して、森永ミルク中毒事件について調査を行うため、二回にわたり委員会を開き、厚生省當局より説明を聴取して質疑を行い、対策を検討した。

右の外、参考資料の収集成成に努める等鋭意調査を進めたのであるが、本調査事件は広汎多岐にわたるため未だ結論に到達出来なかつた。

調査報告書
労働情勢に關する調査(継続事件)

労働情勢に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井彌八郎

経過の概要
労働情勢に関する調査は労働行政の全般にわたつて政府の施策、労働諸法規の施行状況等を調査してその実情を把握し、労働諸法規の改廃、制定に資することを目的とするもので、既に前国会より継続調査を行つてきたが、第二十二回国会中に行つた主なる調査は次の通りである。

先ず政府の労働行政に対する施政の方針をたざるとともに労働省関係全般の予算、経済六ヶ年計画に基く雇用の趨勢、失業対策、労働基準行政、特に賃金不払等の諸問題について説明を求めるとともにその対策をたざらした。

次に労働生産性の向上運動については、政府に生産性本部設置についてこれの説明を求めた。

次に国会閉会中は地方における労働行政の実情を調査するため東北、四国、山陰地方にそれぞれ委員を派遣して調査を行い、又北海道雄別炭坑炭鉱の爆発事故についても委員を派遣しその実情を調査せしめるとともに委員会を開き政府にこれの対策等について説明を求めた。

次にに締結争議に関して政府より争議の経過、その影響等に就いて説明を求めた。

以上の如く委員会においては、鋭意調査に専念したが、本調査はその対象が広汎多岐にわたるものであるからこれを完全に把握することは容易でなく未だ所期の目的を達成することが出来なかつた。

調査報告書
農林水産政策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
農林水産委員長 江田 三郎
参議院議長河井彌八郎

経過の概要
本件に関しては、第二十二回国会閉会後も閉会中に引続き、李承晩ラインの件、米穀の集荷の件、農林水産関係研究機関整備拡充の件、草資源の改良造成及び利用増進の件、台風二十二号、二十三号による被害の件、わが国水産業の現況及びこれが振興上の問題点等、わが国農林水産政策の恒久的及び応急的諸問題について、或は政府当局乃至参考人の意見を徴し、或は現地を視察する等、鋭意調査を続けて来たが、問題が多岐にわたる且つ重要であるため閉会中調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
経済自立方策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
商工委員長 吉野 恒次
参議院議長河井彌八郎

経過の概要
右の件に関しては、委員会は政府当局の説明を聴くと共に、資料の提出を求め、更に関係業界並びに労働組合から参考意見を聴取する等鋭意検討を重ね、更に閉会中も引続き調査を進めたが、その内容は広汎多岐にわたつて居るため、未だ結論に到達するに至らなかつた。

なお、閉会中調査した事項を挙げれば左の通りである。

- (1) 貿易対策に関する件、特に外貨手算、日英会議、バナナ・パインナップル、砂糖等の輸入に関する事項
- (2) 財政投融資に関する件
- (3) 石油資源開発株式会社設立進捗状況に関する件
- (4) 株式会社科学研究所の設立進捗状況に関する件
- (5) 中小企業等協同組合の運用に関する件
- (6) 鉄鋼製品輸出制限措置を中心とする鉄鋼対策に関する件
- (7) 国産自動車振興に関する件(本件に関しては、国産車振興に関する小委員会を設置し、国産車振興対策を検討中である。)
- (8) 電源開発に関する件
- (9) 電源開発株式会社の運営に関する件

調査報告書
運輸一般事情に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
運輸委員長 片岡 文重
参議院議長河井彌八郎

経過の概要
本委員会は、運輸一般事情に関する調査を行つてきたのであるが、閉会中においては、海陸空の運輸全般にわたる調査を行い、政府当局及び各関係機関より説明を聴き、資料の提出を求め、閉会中においては特に日本国有鉄道の経営に関する件について、行政管理庁より日本国有鉄道に対してなされた勧告について、川島行政管理庁長官及び行政管理庁当局より説明を聴取するとともに、資料の収集する等鋭意調査を進めて来たのであるが、本件はその対象が極めて広汎多岐にわたつて居るので、今後も引続き調査したいと考えて居る。

調査報告書
電気通信並びに電波に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
通信委員長 滝井治三郎
参議院議長河井彌八郎

経過の概要
本件に関しては、本委員会は、閉会中委員派遣を行い、地方における電信電話事業、放送事業及び電波監理行政の実情を实地調査するとともに、資料を収集する等鋭意調査を進めて来たのであるが、本件はその対象が極めて広汎多岐にわたつて居るので、今後も引続き調査したいと考えて居る。

調査報告書
建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
建設委員長 石川 榮一
参議院議長河井彌八郎

経過の概要
本調査のため、第二十二回国会閉会中、委員会を五回にわたつて開き、災害問題を中心として特別失業対策事業、住宅建設並びに昭和三十一年度建設省関係予算編成方針等の諸問題について調査を行うと共に、北海道、東北、九州地方の災害状況及び新潟市の火災被害について实地視察を行つた。また調査に基く結論に至つていないが、一応の調査の概要は次の通りである。

一、災害について
七月上旬の梅雨前線豪雨による北海道、西日本の被害に就いて八月は再び北海道地方に寒冷前線による豪雨が、九月下旬から十月にかけて台風二十二号、二十三号及び二十五号と相次いで来襲を受け、南九州、中国、四国、東海道等に相当の被害を蒙つた。建設省資料によると、十月二十四日現在、本年度発生災害による公共土木施設被害額は二百二十六億円(内都道府県関係二百四億、直轄二十二億)である。

又住宅被害は台風二十二号によるものが最も大きく全壊、流失等

に、資料を収集する等鋭意調査を進めて来たのであるが、本件はその対象が極めて広汎多岐にわたつて居るので、今後も引続き調査したいと考えて居る。

昭和三十年十一月十六日 参議院會議録追録 調査報告書(継続事件)

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録 調査報告書

の滅失戸数六千四百戸、半壊一万三千戸に及び、更に新潟大火による焼失九百二十戸に及んだ。

以上の災害に対する建設省の復旧対策としては、

(一) つなぎ融資として三億五千万円を支出したが、近く大分、鹿兒島、山口、広島各県について

支出される予定である。(二) 緊急査定分として予備費から支出した分は、北海道外十八県に對して六億二千六百万円、直轄関係に五億七千八百万円である。なお、査定は十二月中に完了する予定で現在の予備費の中で建設省の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基く分は支出が可能であるとしている。

大体本年度分として既支出を含めて三十五、六億が予定されている。

(三) 新潟市の火災に對しては、焼失区域十万余坪に對する区画整理事業九千六百万円を決定し、昭和三十年度分国庫補助額として予備費から一千六百万円支出を決定、住宅については焼失戸数の三割相当数の公営住宅を二ヶ年で建設するとともに、住宅金融公庫法、住宅融資保険法による特別措置を予定している。

これらの措置に関連して海岸堤防の復旧措置、農村における住宅復旧対策並びに金融措置等について審議を行った。

二、特別失業対策事業について 同事業は、本年度初めての事業であり、労働建設両省の共管事業であるため、(一)事業個所の選定(二)工事の執行形態(三)事業費の内容構成(四)等失業救済として行ふ場合と、効果を重点として行ふ公共事業の

場合と競合して現地における調整は少からず困難な問題を生じている。現在、なお約一億円ほど差消化になっているが、当初における労働省の計画と現実に於ける事業執行の適否とは中央において緊急に調整を必要とする問題である。

三、住宅について (一) 公営住宅については、第一種三万二千五百四十九戸、第二種一万六千三百八十三戸、災害公営住宅一千八百五十三戸計五万七千八百五十五戸を各県と打合せの上割当を終了工事に着手している。

(二) 住宅金融公庫については、七月一一般個人住宅二万戸に對して十二万四千八百八十二戸相当分の申込があり、又分譲住宅に對しては一万二千五百戸分に對して、二万五千五百五十五戸の申込があり、七月十七日二事業主体に割当を終り予定通り進行している。又貸貸住宅については、一般貸貸住宅九千戸、土地担保提供貸貸住宅九千戸分に對して、前者に七千戸、後者に六千三百四十二戸の申込があり、このうち一般貸貸住宅には学生寮五百戸分を文部省からの三千万円の補助金を加えて県単位に実施する予定である。又産業労働者住宅七千五百戸分については九百七十七事業所一万三千八百八十四戸の申込があり、増築融資分についても現在進行中である。

(三) 住宅融資保険法による実施については、保険価額五十七億円に對して、九月十日現在金融機関からの契約希望額は五百三十三行で契約希望総額は五十五億八千二百万円に達している。

(四) 日本住宅公団については、七月二十五日設立を終り、事業に

ついては、現在福岡、大阪支所において既に一部入札を施行し工事に着手している。最も問題と考えられる土地については、現在建設予定の約八割が確定をみている。

四、昭和三十一年度予算編成方針について 竹山建設大臣の構想による建設省関係の昭和三十一年度予算編成によれば、

(一) すべての計画を経済六ヶ年計画に對照させる。(二) 所要経費の財源の確保について、特別の措置を講ずる。

(三) 地方財政の現況に鑑み、特に地方負担の軽減を考慮する。(四) 事業の実施を円滑ならしめるため、統制制度を考慮する。

以上の点に主眼を置き、治水、道路、都市計画、住宅、災害復旧の諸対策並びに建設公債の発行等の法制上、予算上の措置を講じようとするものである。

五、現地調査について (一) 北海道地方には近藤、石井両委員を派遣した。北海道地方の災害の特性は、同地方における公共土木施設の後進性によるものであり、それに対する対策並びに資金対策が問題である。

(二) 東北地方には宮本、北岡委員を派遣した。同地域の災害の特性は小規模災害が多く、中小河川の重要性とそれに対する対策、砂防工事の重要性、過年度災害に対する対策等である。

(三) 九州地方には石川委員を派遣した。同地方の災害の内、特に問題となつた点は大淀川中流に設けられた堰ダムによる被害並びに被害農家住宅の建設に對する対策である。

四、新潟市の災害については田中委員を派遣し、なお石井委員が同行した。問題点は、

1 災害跡地の復旧計画と新潟市の都市計画との関連

2 復興金融措置の問題

3 耐火建築の助成措置

4 罹災地の借地、借家権問題等である。

なお、中国、四国地方の災害状況については湯山委員が委員派遣に同行したので、その記録の結果を参考として聴取した。同災害については地盤沈下と原形復旧との関連、海岸の管理等について検討する必要がある。又九月二十二日行徳の建設省土木研究所水理実験場並びに江戸川全川の改修工事の視察を行った。

調査報告書 昭和三十一年度予算の執行状況に關する調査(統制事件) 右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十一月二十一日 予算委員長 館 哲二 参議院議長河井彌八郎

経過の概要 本委員会においては、第二十二回国会閉会中昭和三十一年度予算の執行状況を調査するため、北海道、東北、中部及び九州地方に委員を派遣し、十一月二十一日委員会を開いてその報告を聴き又資料の収集を行つた。調査を行つてきたが、本調査はその対象が広汎多岐にわたたり、且つ予算がまだ執行の中途にあるため、調査を終えることができなかった。

調査報告書 国家行政組織に關する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十二月十六日 内閣委員長 小柳 牧衛 参議院議長河井彌八郎

経過の概要 内閣委員会は第二十三回国会閉会中、国家行政組織に關する調査について委員会を開き調査を行つた。あつたが、今期国会は会期も極めて短かく、且つ重要法案審査のために日時を要しこれのため本件の調査を行ひ得なかつた。

調査報告書 国の防衛に關する調査 右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十年十二月十六日 内閣委員長 小柳 牧衛 参議院議長河井彌八郎

経過の概要 内閣委員会は第二十三回国会閉会中、国の防衛に關する調査について委員会を開き調査を行つた。

即ち、十二月十六日の委員会には安田閣連行長官の出席を求め、最近における駐留軍基地並びに飛行場滑走路の拡張に關して説明を求めるとともに、拡張に伴ひ発生する補償金額及びこれらの支払の期日等について各委員との間に質疑応答が行われた。

本委員会は開会中以上の如く国の防衛に關し調査を行つたが、今期国会は会期も極めて短かく且つ重要法案審査のために日時を要し、これがため本件の調査を終了する段階に至つていない。

調査報告書

調査報告書

調査報告書

調査報告書

調査報告書
国家公務員制度及び恩給に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員 小柳 牧衛
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
内閣委員会は第二十三回国会開会中、国家公務員制度及び恩給に関する調査について委員会を開き調査を行った。

即ち、去る十二月八日の委員会には根本内閣官房長官、宇都宮行政官房長官、大山内閣総理大臣官房長官、根本内閣官房長官等から、国家公務員等に対する手当の増額支給に關して十二月七日の閣議決定の経過について説明を聴取し、ついで大山内閣総理大臣官房公務員制度調査室長より手当増額分の数字の具体的な問題等について、更に詳細なる説明を聴取するとともに各委員との間に質疑応答が行われた。

本委員会は開会中以上の如く国家公務員制度及び恩給に關し調査を行ったが、今期国会は会期も極めて短かく且つ重要法案審査のために、日時を要し、これがため本件の調査を終了する段階に至つていない。

調査報告書
地方行政の改革に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
地方行政委員長 松岡 平市
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本委員会は、地方行政の改革に關して、今期国会開会中、地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の

確立、治安の維持、消防並びに選挙等の問題に關して調査承認を得、(一)地方財政に關し、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、(二)警察関係に關しては、過般現地調査を行った大高根基地における事件につき派遣委員の報告を聴取し、詳細報告書の出来次第警備警察の見地から更に検討を加へることとし、(三)消防関係は、過般の新潟市大火に關して現地調査報告を聴取し、政府当局に對して善処方を要望する等の調査を行ったのであるが、未だ調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
換察及び裁判の運営等に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十五日
法務委員長 高田 乃子
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
今期国会においては、本調査は十分これを行うに至らず、調査室をして先着対策等に關して資料、文献の収集、研究をなされたにとどまつた。

調査報告書
国際情勢等に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
外務委員長 山川 良一
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本件に關しては、第三次鳩山内閣成立後の政府の外交方針、特に、日ソ交渉の進捗状況、防衛分担金の削減問題及びわが国の通関加問題等について鋭意調査を行つて来たが、会期何分にも短期間の会期のため、会期

中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
租税及び金融等に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十五日
大蔵委員長 岡崎 眞一
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本委員会は、本件に關して、十二月六日調査の承認を得、以来付託法律案の審議と並行し、租税、金融及び専売等に關し検討を加へてきた。即ち、十二月七日、専売事業の運営に關し、大月日本専売公社監理官、石田日本専売公社販売部長より説明を聴き、質疑を行い、又教職員、社会保険料控除に關し、白石主税局税制第一課長等より説明を聴き、質疑を行った。

十二月十五日、財政投融資に關し、河野理財局長等より説明を聴き、質疑を行った。

右の外、各種調査資料の収集等を行ったのであるが、何分にもその対象が広汎多岐にわたつており、且つ、今国会は、会期も短かつたため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
農林水産政策に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
農林水産委員長 棚橋 小虎
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本件に關しては、昭和三十年度地方財政の赤字補てんに關する件、昭和三十一年度農林省予算に關する件、日韓漁業問題に關する件、煙草耕作による養蚕被害の件、及び

の需給確保に關する件等、わが國農林水産政策上緊急を要する諸問題に關して、鋭意調査を続けて来たが、何分にも短期間の会期のため、会期中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
経済自立方策に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
商工委員長 三輪 眞治
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本件に關しては、科学技術行政に關する件、確實の緊急輸入に關する件、外貨提携に關する件及び中小企業の年末金融に關する件等について通商産業省当局から説明を聴取した。

國庫車振興に關する件に關しては、國庫車振興に關する小委員会を設置したが、短期間の会期のため調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書
運輸事情等に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
運輸委員長 左藤 義隆
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本委員会は、運輸事情等に關する調査を行つてきたのであるが、今国会に關しては特に日本國有鉄道の経営に關しては、河野行政官房長官、吉野運輸大臣、政府委員及び各関係機関より説明を聴取するとともに資料の収集を行った。

しかしながら本件の対象は広汎多岐にわたつてゐるので、未だ調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
郵政事業の運営実情に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松平 勇雄
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本件に關し本委員会は、今期国会開会中数次にわたり委員会を開き、郵政事業関係の諸問題に關して当局の説明を聴取し及び資料の収集をなす等調査を進めて来たが、会期も短期間であり、なお未検討の問題を残してゐるので、今会期中に結論を得るに至らなかつた。

調査報告書
電気通信並びに電波に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松平 勇雄
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本件に關し、本委員会は今期国会開会中、当局の説明を聴取し及び資料の収集をなす等調査を進めて来たのであるが、会期も短期間であり、なお未調査の問題も多く、今会期中に調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書
国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十五日
決算委員長 田中 一
参議院議長 河井彌八郎

経過の概要
本委員会は、第二十三回臨時国会に關して、国家財政の経理及び国有財産の管理に關し、次の三件につ

昭和三十年十二月十六日 参議院會議録追録 調査報告書

